

平成 30 年度
保育所・幼稚園
認定こども園
入所・入園案内



阿波市観光大使あわみちゃん

阿波市

子育て支援課 (TEL0883-36-6813)

学校教育課 (TEL0883-36-8741)

目 次

子ども・子育て支援新制度について	3
施設入所・入園の認定要件(基準)について	4
施設の利用申込みと利用調整について	5
入所・入園申込みの手続きについて	6
申込みからご利用までの流れについて	8
施設(保育所・認定こども園・幼稚園)の利用時間について	10
保育料について	11
保育の利用調整基準について	16
施設一覧	19

入所入園の申込みの受付について

★受付期間:平成29年11月6日(月)~平成29年11月24日(金)

★受付時間:午前8時30分~午後5時まで(土日祝日除く)

★受付場所

- 保育所及び認定こども園をご希望の方
 - 新規申込児 …… 子育て支援課(本庁舎1階)
 - 継続児 …… 在籍中の保育所・認定こども園
- 幼稚園をご希望の方
 - 新規申込児 …… 学校教育課(本庁舎2階)
 - 継続児 …… 在籍中の各幼稚園

※詳しくは6ページ以降をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度について

平成27年度から新制度がスタートしています。新制度では、施設(保育所・幼稚園・認定こども園等)の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。次のような3つの認定区分に応じて、施設等の利用先が決まっていきます。今回の案内をよくご確認ください、施設利用を申し込んでください。

【阿波市の認定区分と利用可能な時間】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用可能な時間
満3歳以上 (3・4・5歳)	なし	1号認定	教育標準時間(4時間)
	あり	2号認定	保育標準時間(11時間)
保育短時間 (8時間)			
満3歳未満 (0・1・2歳)	あり	3号認定	保育標準時間(11時間)
			保育短時間 (8時間)

【3つの認定区分】

- ◎1号認定 教育標準時間認定
(お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合)

- ◎2号認定 満3歳以上・保育認定
(お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由」に該当する場合)

- ◎3号認定 満3歳未満・保育認定
(お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由」に該当する場合)



施設入所・入園の要件(基準)について

【 2号・3号認定 保育を必要とする事由 】

保育所・認定こども園で、保育を受けることができる児童は、次の基準に該当する児童です。

- ① 保護者・児童ともに阿波市に住民票がある。
- ② 児童の保護者が次のような理由により、児童を保育することができないと認められる場合に限る。(※同居の親族、その他の者が児童を保育することができる場合、その優先度を調整することがあります。)

事由	内容	保育時間の区別	
		月 120 時間以上	保育標準時間
就労(月 48 時間以上)	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内就労等、基本的に全ての就労	月 48 時間以上	保育短時間
		120 時間未満	
母親の出産	母親が出産の前後(産前 8 週間・産後 8 週間)の場合	保育標準時間	
病気等	保護者が病気や心身に障がい等がある場合	保育標準時間	
病人の看護等	同居の親族を常時看護・介護している場合	基本的に保育短時間(内容によっては、保育標準時間)	
災害等	震災、風水害、火災等でその復旧に当たっている場合	保育標準時間	
求職活動	就労予定(求職活動中)の場合(起業の準備を含む)	保育短時間 ※最大 90 日の入所	
就学、職業訓練等	就学している場合(職業訓練を含む)	学校、職業訓練の時間に応じて保育標準時間または保育短時間	
児童虐待、DV 等	児童虐待や DV のおそれがある場合	保育標準時間	
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している児童の継続利用が必要である場合(概ね 1 年の入所が可能)	保育短時間	
その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間に応じて保育標準時間と保育短時間	

※ 申込み時に上の表の「保育を必要とする事由」を証する書類が必要となります。

※ 申込みに虚偽があった場合は、決定後であっても利用を取り消すことがあります。

※ 年度途中でも上記に該当しなくなったら退所(退園)となります。

※ 保育短時間と保育標準時間では保育料が異なりますので、就労等の状況に変化があった場合は早急に届けてください。正当な理由なく変更の届けを行わない場合は、子ども・子育て支援法第 24 条により認定の取り消しを行う場合があります。

【 1号認定 施設入所・入園資格 】

満3歳以上の子どもは希望すればどなたでも認定を受けられますが、3歳児は定員等の関係で希望する施設に入園できない場合があります。

◎対象年齢

<3歳児> 平成26年4月2日～平成27年4月1日生「認定こども園」

<4歳児> 平成25年4月2日～平成26年4月1日生「認定こども園・一部保育所」

<5歳児> 平成24年4月2日～平成25年4月1日生「認定こども園・幼稚園」

※原則として、4・5歳児は通園区域の施設にお申し込みください。

施設の利用申込みと利用調整について

【 阿波市内の施設利用を希望される場合 】

保育所等の利用を希望される場合は、**利用申込みが必要です。**(※申込み方法は6ページ)

利用施設の決定に当たっては、保護者の就労状況・家庭状況などを確認し、より保育の必要性が高いと考えられる子どもが優先的に利用できるよう、調整します。(利用決定は申込みの先着順ではありません。)ただし、「保育を必要とする事由」によって申込みされても次のような場合には入所(入園)できないことがあります。

- ①申込み内容に虚偽があった場合。
- ②希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕がない場合。
(第2希望・第3希望の施設に決定する場合があります。)

【 保育所等の利用調整について 】

希望者が多数いるため、定員を超過している場合は、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、調整させていただきます。第2希望以降の施設に決定する場合や入所(入園)を待っていただく場合もあります。(詳しくは16ページ以降をご覧ください。)

【 阿波市以外の施設利用を希望される場合(広域利用) 】

市外の施設利用を希望される場合は、**施設の所在する市町村の受付期間に応じて申込みをする必要があります。**また、広域利用を実施していない、利用可能な施設が限られているなど、市町村により実施状況が異なりますので、あらかじめご希望の施設等がある市町村または阿波市子育て支援課、学校教育課へお問い合わせください。

年度途中で施設利用を希望される場合

- ▶ 平成30年度中に入所・入園を予定している場合は、受付期間中(平成29年11月24日まで)に申込みを行ってください。
- ▶ 年度途中の申込みも随時受付していますが、平成30年度の受付期間中に申込み手続きをされた方から施設の利用調整を行います。(保育所・認定こども園を希望の場合)
- ▶ 保育所・認定こども園では定員超過や保育士の人数により、途中入所の受入れが厳しくなっています。受け入れ体制の関係で入所を待っていただく場合や希望の施設に入所できない場合があります。また、利用開始月の変更についてもご希望に添えないことがありますのでご了承ください。

入所・入園申込みの手続きについて

(1) 支給認定申請及び利用申込みの受付について

◎日時：平成29年11月6日(月)～平成29年11月24日(金)

午前8時30分～午後5時まで(土日祝日除く)

◎受付場所

★ 4月以降、保育所・認定こども園の利用を希望する児童

新規申込児童 … 子育て支援課に提出してください。

継続児童 …… 現在通っている保育所・認定こども園に提出してください。

★ 4月以降、幼稚園の利用を希望する児童

新規申込児童 … 学校教育課に提出してください。

継続児童 …… 現在通っている幼稚園に提出してください。

◎提出時に持参するもの(新規申込児童は1～4、継続児童は1～3)

1 印かん

2 施設型給付費・地域型保育給付費・支給認定申請書(平成30年度申込書)

※別添えの「記入例」と「記入上の注意」をよく読み、期日までに提出してください。

※新規に申し込まれる場合、別紙「個人番号(マイナンバー)申告書」の記載が必要となります。

3 保育することが出来ないことを証する書類(申請書と同時に提出)(2号・3号の場合)

保育できない事由	提出書類	
就労	会社員、自宅外労働等(パートを含む)	「就労証明書」
	自営業等	「自営業等申告書」
求職・出産	「求職・出産要件に関する申立書」+ハローワーク等の証明・母子手帳の写し	
病気・介護・看護	「病休・介護等要件に関する申立書」+診断書・介護認定等の写し	
学生等 (職業訓練も含む)	「病休・介護等要件に関する申立書」+学生等の写し	
その他	上記以外「病休・介護等要件に関する申立書」+内容がわかる書類	

※基本的に、同居の親族(65歳以下)の方の書類は必要ありませんが、希望が多い場合に、提出がある児童の入所を優先することがあります。

※申請書(申込書)は、上記の証明の添付がない場合は受理できません。

※求職活動中の場合は、入所(入園)を承諾した日から90日間の入所となります。

最大90日以内に就労されますと入所継続可能です。(ただし就労証明書等の提出が必要)

※年度途中で出産の予定のある方は、認定内容が変更になる場合がありますので事前にご相談ください。

※入所(入園)の要件に該当し、その上児童に心身の障がいがあると思われる場合、受入れ体制等を考慮する必要がありますので、申込みの時、あるいは面接の時に必ずお申し出ください。

4 マイナンバー関係書類(新規申込児のみ必要で継続児は必要ありません。)

阿波市では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第16条に基づき、別添えの「個人番号(マイナンバー)申告書」の記載が必要となりました。制度の趣旨をご理解していただき、記載のご協力をお願いします。

■申請書の申込者(保護者)ご本人が窓口へ来られる場合

- ▶ 個人番号(マイナンバー)申告書
- ▶ 保護者の番号確認のための書類(下記①参照)
- ▶ 保護者の身元確認のための書類(下記②参照)

■代理人(保護者の配偶者や同一世帯の親族)の方が窓口へ来られる場合

- ▶ 個人番号(マイナンバー)申告書
- ▶ 保護者の番号確認のための書類(下記①参照)
- ▶ 代理人の身元確認のための書類(下記②参照)
- ▶ 委任状

※代理人の方が申請書を提出する場合は別紙の委任状を必ず提出してください。

配偶者・同一世帯の親族であっても委任状は必要です。

①【番号確認のための書類一覧】…次に掲げる書類のうち、いずれか1点

<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード)※	<input type="checkbox"/> 通知カード
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等	

※個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

②【身元確認のための書類一覧】

1点で身元が確認できるもの	2点で身元が確認できるもの
住基カード(顔写真あり)	各種健康保険被保険者証
運転免許証	各種共済組合の組合員証
運転経歴証明書	年金手帳
旅券(パスポート)	児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
身体障害者手帳	介護保険被保険者証
精神障害者保健福祉手帳	地方公務員共済加入者証
療育手帳	その他官公署発行の書類等で「氏名」及び「生年月日又は住所」の記載があり、提示時において有効なもの
在留カード	
特別永住者証明書	
その他官公署発行の写真付き身分証明書等で「氏名」及び「生年月日又は住所」の記載があり、提示時において有効なもの	

(2) 入所・入園申込書の記入上の注意

記入にあたっては、別紙の「記入例」「記入上の注意」を参考にしてください。

- ① 申請書はボールペンで記入してください。(字の消えるペンは使用しないでください。)
- ② 申請書は入所を希望する児童1人につき1枚使用してください。
- ③ 「世帯の状況」の欄は生計を同じくする家族全員(単身赴任の家族も含む)を記入してください。
(欄が足りない場合は、別の用紙を添付してください。)
- ④ 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、認定事由(4 ページ)の欄をよく読み、保育を必要とする口に して具体的な状況を記入してください。
- ⑤ 入所・入園児童の年齢は下の表の年齢を記入してください。

その他の世帯員の年齢については、平成 30 年 4 月 1 日現在の年齢を記入してください。

5歳児	平成 24 年 4 月 2 日生～平成 25 年 4 月 1 日生
4歳児	平成 25 年 4 月 2 日生～平成 26 年 4 月 1 日生
3歳児	平成 26 年 4 月 2 日生～平成 27 年 4 月 1 日生
2歳児	平成 27 年 4 月 2 日生～平成 28 年 4 月 1 日生
1歳児	平成 28 年 4 月 2 日生～平成 29 年 4 月 1 日生
0歳児	平成 29 年 4 月 2 日生～

申込みからご利用までの流れについて

(1) 申込みからご利用までの流れ

保育所・認定こども園		幼稚園	
11月24日	支給認定申請締め切り	11月24日	支給認定申請締め切り
11月下旬～ 1月下旬	提出された申請書及び証明書等 により、市が施設の利用を調整	1月上旬	入園案内通知及び決定通知 送付
2月中旬	認定証・施設利用承諾書の送付	1月～2月	入園説明会(各幼稚園)
2月下旬～ 3月上旬	入所・入園説明会及び面接	3月	認定証・施設利用承諾書の 送付
4月上旬	入所・入園式 (慣らし保育 2 週間程度)	4月上旬	入園式

(2) 利用承諾後について

① 2号・3号認定

保育の必要性の認定事由(4ページ)を基に、みなさんの家庭事情を考慮し、また必要に応じて実態調査をしたうえで「保育の必要性」を総合的に判断します。施設利用承諾後、入所・入園説明会を受けていただきますが、次のことについてあらかじめご承知ください。

★ 慣らし保育について

保育所・認定こども園にはじめて通い始める児童は、生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、保育所等での生活に無理なく慣れることを目的として、慣らし保育をしています。最初は1～2時間の保育から始め、児童の状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。(2週間程度)なお、勤務等の関係などで、短時間の保育が不都合な場合には、各施設または子育て支援課へ相談してください。

★ 家庭状況の変更について

家庭の状況(住所・世帯構成・勤務先など)が変わった時や認定の変更がある場合は、速やかに各施設または子育て支援課・学校教育課へ連絡してください。

★ 保育認定の変更について

就労時間が変わったり、職場が変わったり妊娠したりなど、保育認定の理由に変更が生じた場合は、就労証明書等を提出してください。保育料、保育時間が変更になる場合があります。

★ 施設の退所(退園)について

年度途中で退所(退園)する場合は、退所(退園)しようとする日の10日前までに退所届(退園届)を施設に提出してください。退所届(退園届)なく施設を休まれた場合は、保育料は徴収されません。

② 1号認定

3歳以上で教育を希望される場合は、申し込みをすれば1号の「認定証」を交付します。(申込書以外の書類の提出は必要ありません。)施設利用承諾後、入所・入園説明会をいたします。

★ 預かり保育について

1号認定の預かり保育については、別紙「1号認定の預かり保育制度について」をご覧ください。なお、利用される場合は、「預かり保育利用申請書」「就労証明書」等の提出が必要です。

(利用時間 14:00～18:00、延長保育 18:00～19:00)

施設(保育所・認定こども園・幼稚園)の利用時間について

(1) 2号・3号の利用時間(就労時間や認定要件により標準時間と短時間に分かります。)

① 保育標準時間:1日11時間まで(就労時間…1ヶ月120時間以上)

	7:30	8:30		17:15	18:30	19:00
早朝保育	原則的な保育時間(8:30~17:15)			随時降所 (16:00~)	延長保育 (保育料有)	

※久勝保育所(私立)の早朝保育は午前7時~となっています。

② 保育短時間:1日8時間まで(就労時間…1ヶ月48時間~120時間未満)

	8:30		16:30	17:30
原則的な保育時間(8:30~16:30)				延長保育 (保育料有)

※延長保育…最大で利用可能な枠(10日/月以内の利用)

(2) 1号の利用時間

① 教育標準時間:1日4時間(預かり保育原則利用時間4時間)

	7:30	8:00		12:00	13:00	14:00		18:00	19:00
集団登校 (5歳児)	教育標準時間 (8:00~12:00)			給食	随時 降園	預かり保育 (保育料有)		延長所育 (保育料有)	

(3) 土曜日の利用について(希望者)

- ▶ 利用時間 … 2号、3号(7:30~12:15)
1号預かり(8:00~12:15)
- ▶ 利用施設 … 一条認定こども園、土成中央認定こども園、八幡認定こども園、
伊沢保育所、伊沢幼稚園
※久勝保育所(私立) … 利用時間については通常日と同じ。

(4) 長期休業中の利用について(1号預かり)

- ▶ 通常日利用時間(8:00~18:00)
- ▶ 利用施設(認定こども園、幼稚園、伊沢保育所、林保育所)
- ▶ 土曜日利用時間(8:00~12:15)

保育料について

父母の市町村民税(所得割額)の合算により決定します。(ただし、祖父母等が生計の中心となっている場合には、その方の所得割額を合算する場合があります。)

阿波市在住の保護者は、保育料算定のための書類の提出は必要ありません。

ただし、転入等で平成29年1月1日に住民票が阿波市にない場合は、「平成29年度市町村民税課税証明書」が必要となります。

① 算定対象になる税

- ▶ 4月～8月の保育料(平成29年度市町村民税額で算定します)
- ▶ 9月～3月の保育料(平成30年度市町村民税額で算定します)

※税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除等)は適用しません。

◎ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります ◎

《平成30年度の場合》

H30年

H31年

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

平成29年度の市町村民税額に基づく保育料 (平成28年中の所得)	平成30年度の市町村民税額に基づく保育料 (平成29年中の所得)
-------------------------------------	-------------------------------------

※保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

② 年齢

平成30年4月1日現在の満年齢(途中入所の場合も同じ)を適用し保育料を算定します。誕生日を迎えても年度途中で適用年齢の変更はありません。

③ 保育料

保育料の額は平成30年度阿波市保育料表(12～14ページ)のとおりです。ただし、国基準額の変更に伴い改正する場合があります。

※延長保育・土曜保育を利用する場合、別途申請書及び保育料が必要となります。

④ 納期限

保育料納期限(15ページ)のとおりです。

⑤ 口座振替

納期限が振替日となっていますので、預貯金残高等ご注意ください。残高不足等により振替不能となった場合は、当月分の再振替は致しません。別途納付書を発行しますので、通所している施設を通じて集金袋にて納付してください。

平成30年度 阿波市保育料表

◎2号認定(3～5歳児)、3号認定(0～2歳児)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	5,000	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	11,000	10,800	8,500	8,300	8,000	7,900
第4階層	市町村民税所得割額 48,600円未満	14,000	13,800	11,900	11,700	11,000	10,800
第5階層	市町村民税所得割額 97,000円未満	17,800	17,500	15,300	15,000	15,300	15,000
第6階層	市町村民税所得割額 120,000円未満	24,000	23,600	22,000	21,600	21,000	20,600
第7階層	市町村民税所得割額 169,000円未満	31,000	30,500	26,000	25,600	25,000	24,600
第8階層	市町村民税所得割額 200,000円未満	35,000	34,500	28,000	27,500	27,000	26,500
第9階層	市町村民税所得割額 301,000円未満	39,000	38,400	30,000	29,500	27,000	26,500
第10階層	市町村民税所得割額 301,000円以上	41,000	40,300	32,000	31,400	28,000	27,500

※兄弟姉妹同時入所

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、2号・3号認定の保育料は、年齢が1番上の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は0円になります。

※所得割額 57,700 円未満の世帯については、第何子かを判定する際の年齢制限がなくなり、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目の児童の保育料が半額、3人目以降の児童の保育料が0円になります。保護者と生計が同一であれば市外の学校に通っているなど別居の子も含めることができます。大学生などで市外にお住まいの兄弟がいる場合はお知らせください。

※市町村民税非課税世帯については、保護者と生計を一とする子どものうち2人目以降の児童の保育料が0円になります。

★第2階層及び所得割額 77,101 円未満の世帯で、次の世帯に該当する場合は、保育料が次表のとおり減額又免除されますので、必要書類を提出してください。

※ひとり親家庭等 … 児童扶養手当の証書の写しなど

※次のいずれかに該当する在宅障がい者(児)のいる世帯

- ▶身体障害者手帳の交付を受けた者 … 身体障害者手帳の写し
- ▶療育手帳の交付を受けた者 … 療育手帳の写し
- ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 … 精神障害者保健福祉手帳の写し
- ▶特別児童扶養手当の支給対象児 … 特別児童扶養手当証書の写し
- ▶国民年金の障害基礎年金等の受給者 … 国民年金証書の写し

※その他の世帯

- ▶生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	保育料徴収基準額表(月額)				単位(円)	
	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	4,500	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000
第4階層	4,500	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000
第5階層のうち 所得割額 77,101 円未満	4,500	4,500	3,000	3,000	3,000	3,000

※第2階層で、ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては0円とします。

※所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯の場合は、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目以降の児童の保育料が0円になります。

◎2号・3号認定の多子世帯児童に係る保育料軽減事業

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第3子以降の児童が入所(入園)した場合、保育料は無料となります。

該当する場合は、年度毎に「多子世帯児童保育料免除申請書」の提出が必要です。



◎1号認定(3～5歳児)

【教育標準時間認定】

階層区分	利用者負担額
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	1,500円
③市町村民税 所得割課税世帯	6,000円

※②階層世帯については、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目以降の児童の保育料が0円になります。

※所得割額 77,101円未満の世帯については、第何子かを判定する際の年齢制限がなくなり、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目の児童の保育料が半額、3人目以降の児童の保育料が0円になります。保護者と生計が同一であれば市外の学校に通っているなど別居の子も含めることができます。大学生などで市外にお住まいの兄弟がいる場合はお知らせください。

★ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等であって、市町村民税所得割非課税世帯及び所得割額 77,101円未満世帯の場合は、保育料が次表のとおり減額又免除されます。該当者は児童扶養手当の証書の写しや身障者手帳の写しなどを提出してください。

【教育標準時間認定】

階層区分	利用者負担額
市町村民税 非課税世帯(所得割非課税世帯を含む)	0円
市町村民税 所得割額 77,101円未満	1,500円

※所得割非課税世帯で、ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては0円とします。

※所得割額 77,101円未満のひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯の場合、保護者と生計を同一とする子どものうち2人目以降の児童の保育料が0円になります。

◎1号認定の多子世帯児童に係る保育料軽減事業

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、阿波市から支給認定を受けている第3子以降の児童が入所(入園)した場合、教育標準時間にかかる保育料は無料となります。

該当する場合は、年度毎に「多子世帯児童保育料免除申請書」の提出が必要です。

◎特別保育 保育料

項目		時間	金額
1号預かり保育		14:00~18:00	月額4,000円 月~金 (日額1,000円)
1号預かり保育(延長)		18:00~19:00	日額 250円
延長保育 (2号、3号)	短時間児	16:30~17:30	日額 250円 (10日/月以内利用可能)
	標準時間児	18:30~19:00	日額 100円
土曜保育(1号)		8:00~12:15	日額 500円

- ◇ 上記を利用する児童が生活保護法による被保護世帯に該当する等の場合は、保育料を減免します。
- ◇ 久勝保育所の特別保育料は、料金が異なる場合がありますので、直接施設にお問い合わせください。

◎保育料納期限(平成30年度)

納付月	納期限(口座振替日)	納付月	納期限(口座振替日)
平成30年4月分	平成30年5月 1日	平成30年10月分	平成30年10月31日
平成30年5月分	平成30年5月31日	平成30年11月分	平成30年11月30日
平成30年6月分	平成30年7月 2日	平成30年12月分	平成30年12月25日
平成30年7月分	平成30年7月31日	平成31年 1月分	平成31年 1月31日
平成30年8月分	平成30年8月31日	平成31年 2月分	平成31年 2月28日
平成30年9月分	平成30年10月1日	平成31年 3月分	平成31年 4月 1日

※口座振替

納期限が振替日となっています。預貯金残高にご注意ください。



保育の利用調整基準について

ご希望される保育所または認定こども園の申込者が利用定員を超過している場合は、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、調整・決定します。（幼稚園を希望される方除く。）

【 利用調整指数について 】

保育を必要とする事由やその状況に応じた『世帯の基準指数』とその他の状況に応じた『調整指数』を合計した『利用調整指数』の高い世帯の児童から優先して調整・決定します。

(1) 基準指数について

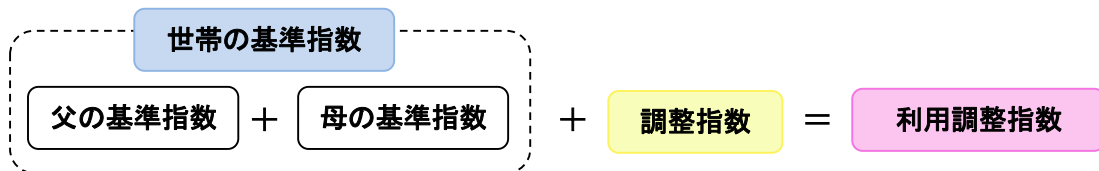
保育を必要とする事由により設定します。

- ▶ 保育を必要とする事由が2項目以上ある場合は、指数の高いものを当該保護者の基準指数とします。
- ▶ 父母それぞれの基準指数の合算を『世帯の基準指数』とします。
- ▶ ひとり親世帯については、当該保護者の基準指数を2倍したものを『世帯の基準指数』とします。
- ▶ 父母がいない場合は、その他の保護者で『世帯の基準指数』を設定します。

(2) 調整指数について

世帯の状況や子どもの状況に応じて加算・減算します。

【利用調整指数の計算方法】



(3) 利用調整指数が同一指数になった場合

利用調整指数が同一指数で並ぶ場合には、「同一指数の場合の順位表」により優先順位を決定します。

【阿波市保育所等利用調整指数表】

①基準指数

保育の必要性の認定区分		保護者の状況		基準指数	
1	就労	外勤	月150時間以上	20	
			月120時間以上	18	
			月80時間以上	16	
			月48時間以上	14	
			上記該当指数より減算	内定	-2
		自営業	月150時間以上	20	
			月120時間以上	18	
			月80時間以上	16	
			月48時間以上	14	
			上記該当指数より減算	自営業の中心者ではない	-1
				自宅内での勤務	-1
就労見込み	-2				
内職	月120時間以上	16			
	月48時間以上	12			
2	妊娠・出産	出産の前後の場合(産前8週・産後8週の間)		16	
3	保護者の 疾病・障がい	疾病	1ヵ月以上の入院又は常時寝たきりの状態	20	
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	16	
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者福祉手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けている	18	
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	16	
4	病人の看護等	同居している親族を常時介護・看護している場合		18	
5	災害等	災害、風水害、火災等でその復旧にあたっている		20	
6	求職活動	求職活動中(起業準備も含む)		8	
7	就学、職業訓練等	自宅外での就学(職業訓練を含む)		18	
8	児童虐待、DV等	児童虐待やDVのおそれがある場合		20	
9	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童の継続利用が必要である		18	
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合		適宜	

【備考】

- 1 保育の必要な事由が2項目以上ある場合は、高い方を基準指数とします。
- 2 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる指数の合計数を世帯の基準指数とします。また、ひとり親世帯は、当該保護者の基準指数を2倍した指数を世帯の基準指数とします。

②調整指数

区分	状 況	調整指数
世帯の状況	両親が不存在	+35
	ひとり親世帯・離婚調停中につき父母が別居中	+30
	虐待やDVのおそれがある	+15
	生活保護受給世帯	+2
	生計中心者の失業(生活保護受給世帯を除く)	+5
	保護者が単身赴任中である	+3
	育児休業明け	+3
	住所が学区内	+3
	障がい者(児)等がいる世帯(認定区分が3・4以外の場合)	+2
	保護者が市内の保育所等に就労している保育士等である(内定含む)	+5
	土日のみの勤務を常態としている	-3
	正当な理由もなく保育料を3ヵ月以上滞納している	-10
	子どもの状況	兄弟姉妹が在籍する保育所等に入所を希望する場合又は兄弟姉妹で同じ保育所等の入所を希望する場合
継続児である		+5
入所・又は入園希望児が身体障害者手帳・療育手帳を交付されている		+3

【備考】

- 調整指数は、該当する項目すべてを加算・減算の対象とします。

③同一指数の場合の順位表

利用調整指数が同一の場合は下記の順位表により決定します。

順位	状 況
1	両親が不存在
2	ひとり親世帯
3	同居で保育できる者がいない
4	基準指数が高い者
5	保育の必要性の事由順 ①虐待・DV ②災害復旧 ③就労 ④育児休業継続 ⑤疾病・障がい ⑥看護・介護 ⑦妊娠・出産 ⑧求職活動
6	在籍中の保育所等の利用を継続して希望している(継続児の場合)
7	保育料の滞納がない
8	養育している就学前児童が多い世帯
9	現住所が希望する施設に近い順

施設一覧



【幼稚園】

幼稚園名 (電話番号)	住 所	受入年齢 (認定区分)	通園区域
柿原幼稚園 (088-696-3838)	吉野町柿原字ヒロナカ256番地	4歳児 (1号・2号) 5歳児 (1号・2号)	柿原小学校区
市場幼稚園 (0883-36-3441)	市場町市場字上野段676番地	4歳児 (1号・2号) 5歳児 (1号・2号)	市場小学校区
大俣幼稚園 (0883-36-5565)	市場町大俣字行峯255番地4	4歳児 (1号・2号) 5歳児 (1号・2号)	大俣小学校区
久勝幼稚園 (0883-35-5087)	阿波町森沢24番地1	4歳児 (1号) 5歳児 (1号・2号)	久勝小学校区
伊沢幼稚園 (0883-35-3849)	阿波町南柴生83番地1	5歳児 (1号・2号)	伊沢小学校区
林幼稚園 (0883-35-5046)	阿波町東整理155番地	5歳児 (1号・2号)	林小学校区

◇久勝幼稚園の4歳児クラスについては、1号認定のみ受け入れを行います。

◇幼稚園の土曜日保育(2号・1号預かり)については、集中預かり(一条認定こども園・土成中央認定こども園・八幡認定こども園・伊沢幼稚園の4施設)をします。

【幼保連携型認定こども園】

施設名 (電話番号)	住 所	受入年齢 (認定区分)	定員 (人)	通園区域 (4・5歳児)
一条認定こども園 (088-696-3837) (088-696-3046)	吉野町西条字 岡ノ川原134番 地1	8ヶ月～2歳児 (3号) 3～5歳児 (1号・2号)	180	一条小学校区
土成中央 認定こども園 (088-637-8881) (088-695-5681)	土成町吉田字山 の神23番地1	8ヶ月～2歳児 (3号) 3～5歳児 (1号・2号)	250	御所小学校区 土成小学校区
八幡認定こども園 (0883-36-3288) (0883-36-2810)	市場町大野島字 稻荷179番地	8ヶ月～2歳児 (3号) 3～5歳児 (1号・2号)	160	八幡小学校区

◇1号認定の3歳児は、認定こども園のみで受け入れを行います。

【保育所】

保育所名 (電話番号)	住 所	受入年齢 (認定区分)	定員 (人)
柿原保育所 (088-696-2528)	吉野町柿原字ヒロナカ225番地 1	8ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号)	60
市場保育所 (0883-36-3073)	市場町市場字上野段664番地	8ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号)	80
大俣保育所 (0883-36-2809)	市場町上喜来字窪二俣 1781番地3	8ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号)	60
伊沢保育所 (0883-35-3866)	阿波町南柴生168番地	8ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号) 4歳児 (1号・2号)	120
林保育所 (0883-35-5047)	阿波町東整理121番地1	8ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号) 4歳児 (1号・2号)	120
久勝保育所 (0883-35-5086)	阿波町野神93番地	6ヶ月～2歳児 (3号) 3歳児 (2号) 4歳児 (2号)	100

◇久勝保育所は平成30年4月より私立保育所になります。(運営は社会福祉法人かもめ福祉会が行う予定です。) 定員については、変更となる場合があります。

◇久勝保育所の4歳児クラスについては、2号認定のみ受け入れを行います。1号認定の4歳児は、久勝幼稚園で受け入れを行います。



この冊子は、申込終了後、保育所等の利用開始後も大切に保管してください。